

台風第19号 関連情報

国民健康保険に加入の被災された皆様へ

保険証や現金が無くても医療機関を受診できます



ターゲット 13.1

令和元年 10月21日

郡山市市民部

国民健康保険課

TEL：924-2141

【10/21 19:30 送信】

台風19号に伴う災害によって、国民健康保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で、以下の内容を申し出ることにより、保険証がなくても受診することができます。

【保険証について】

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 連絡先（電話番号）

※ この取り扱いについては、後期高齢者医療保険も同様です。

社会保険等においても適用されておりますので、詳しくは各保険者にお問い合わせください。

【窓口での支払いについて（令和2年1月末まで）】 令和元年10月18日時点

国民健康保険に加入の方で、台風第19号で被災され、下記のいずれかに該当する方は、医療機関等での窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担の支払いは不要となります。

ただし、入院等による食費などは、負担いただく必要があります。

- 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 4 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方
- 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ この取扱いについては、後期高齢者医療保険も同様です。

※ 社会保険等においては各保険者にお問い合わせください。